

(様式第6号)

令和4年 12月 6日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区本町1丁目4番5号

(主たる事務所の所在地) 大阪産業創造館 15階コミュニティプラザ内

氏 名 汎愛地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 西口 佳克

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和4年4月1日付け大阪市指令中市第2号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「社会見学会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 12 月 27 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町 1-7-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会
会長 大喜田 一夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 4 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 17 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「歳末防犯パトロール」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 4 月 15 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区農人橋 1 丁目 4 番 21 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 南大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 伊藤 弘一郎

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 4 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 4 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「春の南大江まつり」事業の中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴いコロナ禍のため事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 5 年 3 月 14 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区農人橋 1 丁目 4 番 21 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 南大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 伊藤 弘一郎

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

○ 令和 4 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 4 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「次年度春の南大江まつり準備」事業の中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴いコロナ禍のため事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

○

(様式第 6 号)

5 年 2 月 10 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区玉造 1-11-12

(主たる事務所の所在地)

氏 名 玉造地域活動協議会

会長 西本和雄

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 4 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 19 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

イ-6 子ども青少年に関する活動分野 ふれあい交流会

カ-3 文化・スポーツに関する分野 第 37 回たまつくり盆おどり大会

理由：新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、事業行事の実施が困難なため、その行事を中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要となるものに流用する。

添付：変更を決定した運営委員会の議事録



(様式第6号)

令和5年2月14日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区谷町6丁目5番30号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃園地区地域活動協議会

会長 浦野 皖次

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和4年4月1日付け大阪市指令中市第5号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

延期としていた「青少年育成」事業を中止し、「広報事業」を新規事業として立ち上げる。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第6号)

令和4年7月14日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西2-5-25

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃谷連合地域活動協議会
会長 原田 壽幸

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和4年4月1日付け大阪市指令中市第6号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「中央区盆踊り大会」を中止。新たに「移動動物園」を追加。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、「中央区盆踊り大会」を中止とする。なお、余剰となった補助金については、「移動動物園」事業を新規立ち上げし、流用する。



(様式第6号)

令和 5年 2月 1日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区南船場3丁目7番12号
(主たる事務所の所在地)
氏 名 渥美地区地域活動協議会
(団体の名称及び代表者の氏名印) 会長 前田 葉子

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和4年4月1日付け大阪市指令中市第9号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- ・「南船場もちつき大会」中止

(変更理由)

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施を見合わせ延期としていたが、困難のため中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 5 年 3 月 16 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区南船場 3 丁目 7 番 12 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 芦池地域活動協議会

会長 永澤 輝久

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 4 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 10 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ローズサロン」を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、延期としていた以上の事業を中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和 5年 2月 2日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区西心斎橋2丁目9番15号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 御津地域活動協議会

会長 松田 淳一

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和4年4月1日付け大阪市指令中市第11号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

「社会見学会」

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業を延期し、開催を調整していたが、コロナ感染症拡大で事業の実施が困難なため、中止とする。なお余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する

(様式第 6 号)

令和 5 年 3 月 23 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区東心斎橋 1 丁目 14 番 15 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 大宝地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 清田 敬一

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 4 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 12 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「大宝文化会館交流」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業延期していたが、実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 5 年 1 月 31 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区島之内 2-12-19

(主たる事務所の所在地)

氏 名 道仁地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 飯野 修芳

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 4 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 13 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ふれあい喫茶」「島之内ふれ愛フリーマーケット」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業延期し再開調整を行っていたが、実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和5年 3月 27日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区島之内 2-12-19

(主たる事務所の所在地)

氏 名 道仁地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 飯野 修芳

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和4年4月1日付け大阪市指令中市第13号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「南小学校下キックベースボール・ソフトボール指導」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業延期し再開調整を行っていたが、実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。